

屋敷神信仰の地域性

——小祠信仰研究再考——

牧 野 眞 一

屋敷神とは何かという規定は大変むずかしい。その名称の元の意味は「屋敷の中にある神」ということであつたろう。しかし、学術用語としての「屋敷」の意味も曖昧であり、そして祀られる場所を特定した神なのかということもはっきりしていない。近年の自治体史の民俗調査でも「屋敷神」の項目が設けられているが、その場合多くは屋敷内に祀られている神を取り上げて報告している。しかし、屋敷内に祀られる神と同様な信仰を持った神が、屋敷外のやや離れた場所に祀られていることもある。筆者が実際に調査した事例でも様々な形があつた。さいたま市のある地区でも畑の中に祀っている家もあれば、屋敷の裏の林の中に祀る家もみられた。横浜市都筑区のヤトと呼ばれる丘陵地や秩父山村では、裏山の少し登ったところに祀られる場合が多かつた。これらも「屋敷神」と同様な神としなければ信仰の本質を見落とすことにもなりかねない。屋敷神は民俗語彙としても存在するが、一般に学術用語として研究対象とされてきた。そしてそれは、関東や東北地方の「氏神」とか中部地方の「祝殿」・「祝神」など屋敷やその周辺に祀られる神の総称として

用いられることも多い。

屋敷神は地域によって祀られる場所や祭神など様々である、といえるかどうか、まずその用語がどのような規定され、研究されてきたのかを振り返ってみたい。そして、その屋敷神の祭祀形態が地域によって異なるとすれば、当該地域の他の信仰など、様々な要因によって影響を受けた屋敷神祭祀の形として表出していると考えられる。そして、それはその地域における屋敷神の地域性といえるのか検討したい。

1 屋敷神信仰研究の沿革

(1) 鈴木榮太郎の屋敷神研究

屋敷神の問題を最も早く取り上げたのは、社会学の鈴木榮太郎であった。鈴木は、昭和十年「屋敷神考」¹⁾において、屋敷神の形態を示すとともに、その信仰の性格などについて多くの問題点を提示した。まず、鈴木は屋敷神を「個人の屋敷内に木または石または陶製等の小社を営みその家族が祭祀する私祭の神社である」とし、さらに次のように述べている。

「屋敷内にあるのが原則的であるが、比較的住居に近接した山地等に存する場合、産土神の境内に存する場合もある。しかし屋内に祀る神棚とか神明壇とか御内陣と称するものとは明らかに区別される。」

しかし、「一方に屋敷神を持つと共に、他に某家にて私祭する神社がある場合がある」とし、これは個人維持ではあるが、屋敷神ではないとしており、祠の規模や信者の数などを考慮しているような、若干あいまいな点もみられる。

そして、鈴木は、屋敷神の名称・祠の形態・祭神・祭祀する家等について、全国的な分布と祭祀状況につ

いて展望し、さらに自身の実態調査に基づいて「岐阜県境祝村」（現、坂祝町）の屋敷神について報告している。旧坂祝村では屋敷神のことを「氏神」と称していることや、祭日は正月が多いこと、その他大字別の祭祀数や形状について述べている。これらの資料から屋敷神には家族生活の守護神と、屋敷および家屋の守護神という二つの型があること、また、地域社会の中で各戸に祀られている場合と、旧家など特定の家にあ
る場合があることなどを指摘している。また、屋敷神の祭祀と「小地域共同神」（「地域的共同神」との関連についても示唆している。つまり、「小地域共同神」の多く存在する地方には屋敷神が少なく、逆に屋敷神が多いところでは少ないようだという。宗派との関連では、浄土真宗、日蓮宗が盛んな地域に屋敷神は少ないこと、屋敷神祭祀の継続には「呪術者」の存在が大きな関係を持っているらしいことなどを指摘する。

社会学者である鈴木が屋敷神を取り上げたのは、屋敷神が発展して「地域の共同守護神」となる場合が考えられるからだという。ただ、その点に関してはそれ以上の言及はなく、若干の資料を提示するにとどまっている。もともと、当時においては小祠に関する資料は少なく、鈴木（2）の論考もその主要部分は自らの現地調査資料から論を進めている。屋敷神の規定もあいまいな点もあるものの、屋敷神の実態を的確に押さえており、また、「工場主が工場の守り神として稲荷社を工場の一隅に営む場合もこれを屋敷神といってもよいであろう」と述べており、近代的な小祠の祭場についても言及している。いずれにせよ、鈴木の本論は、初めて屋敷神信仰を対象とした論考として注視されるべきである。

（2）山村調査における屋敷神とその周辺

民俗学では、すでに昭和九年より三か年にわたって柳田國男を中心に全国山村調査が行われており、その

中で屋敷神が一つの項目として取り上げられた。調査成果は、昭和十二年に『山村生活の研究』（柳田國男編、民間伝承の会）としてまとめられ、屋敷神は杉浦健一によって「屋敷神」の項にまとめられている。

杉浦は、屋敷神を「屋敷の中に木、石、堂、祠等を持つて神を祀つてゐるもの」とし、その中には別項目として立てた同族神も入ることになるとする。そして、屋敷神を次の四つに分けて記述する。

(1) 部落のうち一般に各戸にある場合。

(2) 特定の家にのみあるもの。

これには(イ)先祖を祀ったとか、その他いろいろの事情の明らかになっているものと(ロ)由来の不明なもの、がある。

(3) 神主・庄屋等特殊な家柄の家にあるもの

(4) 先祖を祀るもの。

これは地域社会を単位として項目化したものであるが(4)の先祖を祀るものは少し特殊な感じがする。つまり、これは分類したものではなく、杉浦が「調査の経験より見て大切であると信ずるものを事項別に列挙して見る」ということである。

杉浦は、これらの屋敷神は本来、本家、旧家にあるのが当然で、一般のいずれの家にもあるのは後代の変化かどうか、あるいは本家、旧家の祀る屋敷神は一般の家にある屋敷神と別系統のものかどうかということは大切な問題ではあるが、このことに答えてくれる報告はないとしている。『山村生活の研究』では項目別に資料をまとめているため「同族神」や「先祖祭」などと「屋敷神」の項目とは別々に扱うことになり、関

連付けた報告はなされなかった。しかし、一つの項目として屋敷神が取り上げられたことは注目に値する。この時期は、後に直江廣治がいったようにいわば屋敷神の「問題発見期」といえる。

このように屋敷神は、社会学の鈴木榮太郎、人類学の杉浦健一によって問題提起がなされ、その後柳田國男が「氏神」に関心をもつと同時に、戦時中、民俗学の間では「氏神」「産土神」「鎮守」「同族神」といった一連の問題に関心が集まり、屋敷神に関する調査や報告が数多く発表されるようになる。⁴

そうした中での研究として特筆すべきなのは、堀一郎と和歌森太郎の祝殿調査であった。柳田の高弟であった堀一郎と和歌森太郎は、昭和十九年五月、共同で現在の松本市入山辺・里山辺の小祠、祝殿の調査を実施した。堀は祝殿の祭祀集団に注目し、同族祭祀の事例として分析し、祖霊信仰との関連を指摘した。⁵また和歌森は、祝殿に多く祀られている稲荷に着目し、田の神や祖霊との関連を指摘した。⁶

これらの報告は、柳田國男の主管する木曜会でもなされたが、これは次に取り上げる、柳田の『氏神と氏子』が刊行される前のものであった。そして、戦後になると柳田によって氏神・屋敷神に関するひとつの見解が示されることになる。

(3) 柳田國男の氏神論

柳田は「新国学談」として昭和二十一年十二月に『祭日考』、二十二年六月『山宮考』、そして二十二年十一月に『氏神と氏子』を公表した。この「新国学談」三部作は、日本の「固有信仰」を説いたものとされ、戦後にとって神道はどうなっていくのかという疑問や不安に対し、この問題を解決するための知識を提供しようとしたものであった。⁷『祭日考』は祭日を通して氏神信仰の変遷を説いたものである。『祭日考』の

中で柳田は、氏神はどういう神社をいうのかというと、読んで字のごとく氏族の神であり、確かにそうであつた時代もあるが、現在では区々になつているとし、次の三分類を示す。一つは農家の屋敷隅に一つずつ小さく祀つてある氏神、二つめは十戸十五戸の一門の家が共同して、本家で二季の祭を経営している一家氏神、第三に大小の部落にほほ一つ、多数の住民が共同で祀つている氏神があるという。柳田は、この中で第二の「一家氏神」が「是が何だか上代史上の氏神と最も近いやうに思はれる」と述べている。その後の『氏神と氏子』では『祭日考』の論を発展させ、氏神を次の三つに分類している。

1 村氏神 — 或一定の地域内に住む者は全部、氏子として其祭に奉仕して居る氏神社。

2 屋敷氏神 — 屋敷即ち住宅地の一隅に齋き祀られている祠。個々の家のみが祭っている。

3 一門氏神（マキ氏神） — 特定の家に属する者ばかりが、合同して年々の祭祀を営む。

この柳田の分類は、さきの『祭日考』の三つの分類と変わりないが、それをくくる用語を付けている。そして、ここでは一門氏神が最も古く、屋敷氏神と村氏神は共に古い時代は無かつたと結論づけている。つまり、一門氏神は、今でも地方によっては残つていい、「是が新たに企画せられたもので無く、前に述べたやうなさまざまな変化（筆者注、村氏神や屋敷氏神に至る変化）を経ない以前の状態の、何か事情がつて連続して居るものだといふことは、私には証明が出来ると思ふ」と述べている。

村氏神は、もともと氏ごとに一つずつ持っていた氏神が合同してできたものだとし、その原因として七つをあげている。

1 祭りの期日または季節が、いずれの氏人でも共通に、春は二月から四月、秋は九月から十一月のうち

の一定の日であったこと。

2 祭場が近接していて、しかも常設の建物が無かったこと。

3 祭りの感動は、奉任者の数が多ければ多いほど強く深くなるという経験。

4 專業神職の進出。

5 以前は人が死んで後、ある期間をすぎるとその霊を神に祀ることができたのに、家の中に別にみたま棚を設けていつまでも供養することになり、氏子と氏神とはだんだん遠く、家との結びつきが少しずつ弛んできて、信仰の共通性がかりが認められるようになったこと。また、大神勧請の風習が普及して、氏神は親神という信仰が弱くなってきたこと。

6 祭りの楽しみを人に分かちたいという願いは、これを社交の上に利用するようになった。そのため祭りは多額の費用がかかるようになり、それを合同によってその重複を避けようとした。

7 村の統一、住民の親睦のため、同じ日同じ祭場での祭りを必要としたこと。

以上のような要因により、一門氏神は合併され村氏神となっていくた。そして、屋敷氏神は「或は亦このや、思ひ切つた改革の、副作用とも見られぬことはないのである」という。さらに柳田は氏神について次のように述べる。

氏神は其文字が示す如く、本来氏毎に一つあるべき神の名であつた。村に共同の大きな神社を立てる場合に、それへこの名を引継いでしまふことは、どうかと思つたにも理由はあつた。それで一方をウブスナと

呼び、別に各家の宅神の為に、氏神といふ名を保留しただけで二者は最初から別々のもので無かつたらうかと思はれる。

つまり、一門氏神を合同し、村の神となり、その副作用として屋敷神が誕生する事になる。そしてその場合、地域によって合同した村の神に従来の氏神という名称を引き継いだ所と、柳田のいう「各家の宅神」に引き継いだ所とがある。しかし、元々は別々の神ではなく、一門で祀る氏神であつたというのである。

柳田のいう「屋敷氏神」とは「屋敷即ち農民の住宅地の一隅に、斎き祀られて居る祠」であり、近頃では石や木の常設の祠になっているが、もとは「春秋の祭の日に先だち、新藁や柴の小枝を以て假屋を作り、もしくはたゞ路地に紙の幣串を立て、祭をしたもので、祭の場處だけが定まつて居て、建物の無いのが普通であつた」という。また、その祭場については次のように呼べている。

通例は屋敷の一隅、殊に乾の隅に榎の木を栽ゑたものなどが多いが、土地によつては宅地内では無く、接続した一小区画、もしくはや、離れた持地の山林などに祭つたものもある。

つまり、柳田は「屋敷氏神」を屋敷内に祀られる神とは限定していなかつた。このことは、あるいは鈴木榮太郎の影響があつたかもしれず、また、『民間伝承』の氏神特輯号などの資料から理解していたのかもしれない。『氏神と氏子』では、柳田は屋敷神を「屋敷氏神」として考察している。それは、柳田のもとに集まつた氏神に関する資料で、関東から東北一帯、また九州南部にウジガミ、あるいは同系統のウチガミ、ウ

ガンサーなどといった呼称が屋敷神として分布していることに注目したからであろう。柳田は「屋敷神」という用語も使用している。『定本柳田国男集』の総索引をみると、「屋敷氏神」の語は三か所しか使用しておらず、それも『氏神と氏子』の中でしかない。それに対し「屋敷神」は一〇か所みられる。『氏神と氏子』のなかでも二か所で「屋敷神」を使用している。すなわち「屋敷神」を「氏神」から変化したものと捉えるとき、「屋敷神」は氏神を分類する用語「屋敷氏神」となったと考えられる。

柳田は一門氏神が合併され村氏神となった副作用として屋敷氏神が成立したとしたが、さらに氏族組織の変化といった要因もあげている。すなわち、氏族の強い結合が必要でなくなったことで、「戦国時代の軍隊編成法の改定によつて氏が戦闘作業の単位で無くなつた」ことも氏神の変化の要因だとする。

このように柳田は、氏神を古代の氏族の神からその変遷をあとづけた。それは「氏神」として祭祀権者と祭祀集団を検討したわけであり、家を単位として祀られる氏神が「屋敷氏神」であった。こうした氏神論の見解は、氏神や屋敷神に関する一つの大きな仮説となり、その後の民俗学研究者に多大な影響を与えることになる。

その当時の民俗学研究成果を盛り込んだものとして、昭和二十六年に柳田國男監修の『民俗学辞典』（民俗学研究所編、東京堂）が刊行されている。その「屋敷神」の項目は、執筆者は明記されていないが、内容や直江廣治が編纂委員となつていことから直江の執筆と考えられる。そこでの屋敷神とは「屋敷の一隅や、これに接続した一小区画、もしくはやや離れた持地の山林など、屋敷の附属地に祀られている神をいう。」とされている。そして旧家にあるのが古い形で、「同族協同体」が崩れ、家意識の台頭により各家ごとに屋敷神が祀られるようになり、また旧家の屋敷神が村の神になることもあったとし、祖霊信仰との関連な

ども指摘されおり、柳田の論にそつた記述となっている。

(4) 直江廣治の屋敷神研究

柳田が論じた『氏神と氏子』の見解に導かれるように屋敷神の研究を進めたのが直江廣治であった。直江は、柳田の氏神研究の「屋敷氏神」を「屋敷神」に置き換えて検討していった。昭和二十七年「屋敷神」を『民間伝承』（16—10）に、昭和二十九年には『民俗学手帖』⁵⁾の「屋敷神」の項目を担当し、屋敷神の分化と拡大や祭神の稲荷と祖霊信仰との関連など屋敷神信仰の概要を明らかにした。その冒頭で、直江は屋敷神について次のように述べている。「屋敷の一隅やこれと接続した一小区画、もしくは、やや離れた持地の山林など、屋敷の附属地に祀られている神をわれわれは、屋敷神と呼ぶことにしている」とその対象を示した。ただ、それは『民俗学辞典』の規定とほぼ同じであり、さらに多くの事例を集め、整理して「分化と拡大」というようにその変遷を明確化している。

その後、昭和四十年「屋敷神の祭場」（『日本民俗学会報』39）などを公表し、そして、昭和四十一年、それまでの研究を集大成した『屋敷神の研究——日本信仰伝承論——』（吉川弘文館）を刊行した。

直江は、屋敷神を、屋敷の一隅やこれに接続した一区画、さらには屋敷からやや離れた持地の山林・田畑などに祀られる神とし、これは昭和二十九年の『民俗学手帖』の規定を維持しているが、ここではさらに前者の屋敷およびその付属地に祀られる場合を「狭義の屋敷神」、屋敷からやや離れた場合の後者を「広義の屋敷神」と規定している。また、屋敷内や屋敷地近くの井戸などに祀られる水神などについては「これも屋敷神の一つに数えるべきであるが、その名称、祭祀方式、信仰内容など全国一様であり、これを祀りはじめ

た動機もはっきりしているので、本研究からは除外することにしている。¹⁰⁾「屋敷神の一つに数えるべき」ということは屋敷神に井戸の水神も入っていることであり、この『屋敷神の研究』では取り上げないということになる。この点が少しあいまいなところでもある。また狭義・広義と分けたが、本論ではそれに沿って資料分類や整理をしているわけではなく、重要なことは「広義の屋敷神」も屋敷神であるということであったのだ。

つまり屋敷神は、地方によって祀られる場所も様々であり、家や一門で祀る神を、直江はその祭場を「広義」というように広く捉えることによって屋敷神を把握しようとした結果であったと思われる。そして、さらにその屋敷神を各戸で祀られている「各戸屋敷神」、本家や本家筋の家にだけ祀られている「本家屋敷神」、そして本家に属する屋敷神を一族で祀る「一門屋敷神」に分類している。そのなかで一門屋敷神がもつとも古く、それが同族結合の崩壊によって本家屋敷神に移行し、さらに家意識の高まりから各戸屋敷神に分化したと考えた。¹¹⁾つまり、柳田の一門氏神が一門屋敷神にあたり、そして屋敷氏神が直江の各戸屋敷神にあたるものと考えられる。ただ、直江はその分類の基準を集落、あるいはさらに広くまとまった地域社会と考えているらしく、集落の中で一軒、あるいは数軒だけで屋敷神を祀っていてもそれは各戸屋敷神ではない。その地域社会で、ある一定の傾向がみられなければ上記に記した分類とならないのである。つまり、一門屋敷神・本家屋敷神・各戸屋敷神は、屋敷神の祭祀形態による分類ではなく、地域社会における屋敷神の祀られ方を基準として分類したものである。

さらに、直江は屋敷神と祖霊との関連を指摘し、祭場については事例をあげて、屋敷外から次第に家の近くに移動した場合も少なくないことを指摘している。いずれにせよ、直江の研究は、多くの屋敷神資料を取

集し、それを分類し変遷をもとめたものであった。つまり、直江も柳田と同様に屋敷神の祭祀者に注視して分類し、その変遷を考察したといえる。

(5) 岩崎敏夫の小祠研究

柳田の氏神信仰論に導かれた研究者は、直江の他に岩崎敏夫がいる。岩崎は昭和三十八年、『本邦小祠の研究』¹²⁾を著し、その中で「氏神」と呼ばれる小祠に注目している。この岩崎の研究は、調査地を福島県の石城地方相馬盆地周辺に限定し、その地方に分布する葉山信仰、氏神信仰など「小祠」を取りあげ考察した。とくに屋敷神信仰と関連するのは、第一篇第二章「氏神の考察」である。岩崎がいう「小祠」とは「公の名簿や神社帳にもれ易いような、名もなき民間の祠」としており、村の氏神以外の神社名簿に載らない祠ということであった。いわゆる屋敷神はその地方の呼称である「氏神」として考察している。

岩崎は氏神の祭祀形態として三つをあげる。

(1) 個人の家で祀っている氏神。

(2) 同族の神

(3) 同族だけでなく異姓の者も入っている氏神。地域的祭祀になってしまった氏神。

また、祠の所在から五つに分類する。

1 本家にあつて本家だけで祀る。

2 本家にのみ祠を置き、分家も本家に集まって来て祀る。

3 本家にも分家にも祠を祀り、分家では本家に行かない。

4 本家に数祠あり、分家は各自の祠を本家の祠の傍らに置く。

5 村の神祠の境内に置く。

こうした祭祀形態の中で、2の形態が山間地域に多く、古い形態だとしている。2の形態は、柳田の一門氏神、直江の一門屋敷神に相当するものと考えることができ、起源論・変遷論としては同様の結果となっている。

祠の形態としては、新藁で毎年造り替えるのが古風であるとし、祭神については熊野・稻荷がとりわけ多いという。また、岩崎はこの地方の氏神は先祖というところも多く、仏の最後の年忌を終えた先祖を氏神として祀り、氏神祭りを先祖祭りと称しているところも広いことから、先祖を祀るというのが古い觀念だとしている。

岩崎のこうした氏神論は調査地を限定しているために、詳細な報告となっているが、結論としては柳田の氏神論を確認した形となっている。しかし、岩崎は「屋敷神」という視角や分析の枠組みを使わず、「氏神」という呼称を基にした用語を用い、そこからの視角で調査、分析している。そしてその結果、当地の小祠信仰を的確に把握できており、小祠を検討する上では有効であったと思われる。直江は「屋敷神」という枠組みからの視点に立ったために屋敷神の規定を広げざるをえなかったのである。

(6) 佐々木勝の小祠研究

こうした流れの中で、柳田の氏神信仰に対しては佐々木勝の批判がある。昭和五十八年に『屋敷神の世界——民俗信仰と祖霊——』（名著出版）を刊行した佐々木は、書名に「屋敷神」という名称をあげている

が、「屋敷神」という用語は、「地の神・荒神・祝殿・ニソの杜・稲荷」などの総称として便宜上使用するといいい、とくに規定して使っているわけではない。佐々木は、柳田の氏神論・祖霊論を踏襲した小祠信仰の研究は、家を単位とした縦軸的な捉え方であり、社会的結合を単位とした横軸的な捉え方が欠如していたとして、「地縁祭祀」という概念を導入して小祠を考察している。佐々木は小祠の祭祀形態として、個人祭祀・同族祭祀・地域祭祀に分類し、それに先行する形態として地縁祭祀の概念を提唱している。¹³ この地縁祭祀とは「隣同士とでもいべき地縁的、近隣的なつながりを有する家が共同で祭祀を営んでいる」場合をいい、「地域祭祀」とはムラレベル以上の祭祀をさしている。柳田は古代氏族で祀る氏神が起点にあったが、佐々木はムラの形成から始まる。ムラが単一の祖先を持たぬ複数戸で開拓され、そこに地縁結合が生まれる。そこから地縁祭祀が行われるようになり、その後同族祭祀や祖霊信仰は生じてくるという考え方である。まさに視点が異なっていたが、ただ、小祠祭祀の原初形態や変遷を論じた点では同じであった。

その後、佐々木は『日本民俗大辞典 下』の「屋敷神」の項を執筆しており、屋敷神を「屋敷地あるいはその周辺や背後の山裾など、屋敷の付属地にまつられる神の総称」としている。そして、ここでは(一) 近隣祭祀、(二) 個人祭祀、(三) 同族祭祀の三つに分類し、「トナリ、キンジョと称する近隣による複数の共同祭祀(背後の山裾の大木を中心とした収穫祭)がより古い形」だとしている。¹⁴ ここでは屋敷神に分類を絞ったためか地域祭祀についてはふれていない。「近隣祭祀」は「日常的にも堅い絆を持つ」「トナリ、キンジョと称する近隣」の共同祭祀と説明されており、前記著書の地縁祭祀に相当するものと思われる。そしてそれは個人祭祀、同族祭祀に先行する祭祀形態としている。

(7) 千葉徳爾の地域性研究

直江や岩崎が屋敷神や小祠の変遷を追求したのに対し、千葉徳爾はその地域性を注視した。つまり、屋敷神信仰の地域差はそれを支えている地域社会の社会構造の変化に伴っていることを示す、と小祠を読み解いている。千葉徳爾は、昭和四十五年に『地域と伝承』¹⁶を著し、地域性との関連で小祠を考察した。千葉は、松代藩（現・長野県長野市松代町）の小祠を、『松代藩堂宮改帳』を資料とし、地域の諸条件と小祠の形態を論じた。たとえば、山間部では「宮なし」と記載されたものが多く、社殿を持たず、老木や自然石を祀る形態がみられ、祭神も山の神や同族神もしくは屋敷神としての氏神など古くからの神名が多い。また、堂宮の管理は平坦部では神職や修験・僧侶などの専門宗教者であるのに対し、山間部では通常の農民の名が記されるものが大部分を占めていると指摘している。¹⁷このように、地域社会の生業や地形などによって小祠の形態や祭神などが異なっていることを指摘した。史料を用いて小祠の地域性を論じた研究として注目される。

(8) その他の屋敷神研究

その後、小祠や屋敷神に関する調査報告や論考が数多く公表されている。そのなかの一部であるが、目にとまった注目すべき研究を少し取り上げてみたい。

小祠として祀られることの多い山の神の研究としては、堀田吉雄『山の神信仰の研究』（伊勢民俗学会、昭和四十一年）などがある。全国的に山の神とは何かを追求した研究として注目される。

福井県若狭の「ニソの杜」と呼ばれる聖地に関しては安間清の報告がある。昭和二十五年に『民間伝承』誌上で「ニソの杜」を報告し、さらに昭和二十七年『民俗学研究』3で「福井県大飯郡大島村 ニソの

杜―調査報告―」として詳細な報告を行った。安間によると、ニソの杜は「大島村」の開祖二十四宗家の先祖を祀るものとされ、同族神として報告している。¹⁸ニソの杜に関してはその後、その成立や性格について、再調査や再検討が行われている。

櫻井徳太郎の屋敷神研究は外来信仰と在来の土着信仰との接触に関心が向けられた。櫻井は昭和三十三年の『第十三回日本民族学協会学術大会記事』で、屋敷神について報告している。¹⁹櫻井は、伊豆諸島の調査の際に屋敷神を注視し、伊豆諸島にはさまざまな名称の屋敷神があり、その名称から次の四つに分類した。

- ①祭場の形態をあらわした名称（八丈島・青ヶ島のイシバサマなど）
- ②祭神の性質をあらわした名称（三宅島のジノシサマ（地主様）や御蔵島のトシヤガミサマ（年神様）など）
- ③飛来または漂着したことを示す名称（新島のキノヒノミヨウジンや八丈小島のバゴデサマなど）
- ④名称によって勧請神たるを知りうる神（金山様・観音様・不動様・薬師様・地藏様など）

この四つの分類の中で、③と④を外来神とした。大島・八丈島・三宅島など本土と往来の激しかった島には③と④が多くみられ、そうでなかった御蔵島や利島では、①ないし②がみられるという。そして、離島では同族神や地域神の成立があまりなく、屋敷神も古風な形をとどめていると指摘した。

西垣晴次は小祠を歴史的に探り、小祠成立の性格について検討した。そして、1民衆運動の影響、2民間宗教者の関与、3集団性、4帰郷性の四つを指摘している。さまざまな小祠に関する史料を検討し、歴史的に小祠の成立にあたっての性格を浮かび上がらせている。²⁰

山梨県の祝神については影山正美「甲州屋敷神考 ―山梨県北西部の祝神祭祀を手がかりとして―」²¹があり、柳田の氏神論や直江の『屋敷神の研究』に依拠しつつ、祝神の信仰について詳細に報告している。

岩田重則の「屋敷と屋敷神」⁽²²⁾は、屋敷との関連で屋敷神を考察した研究として注目される。岩田は、屋敷神を「屋敷についたもの」として捉え、屋敷神の性格には多面性があるとし、祖霊信仰だけでは一律に把握できないと指摘する。⁽²³⁾そして「屋敷神の研究は、屋敷と屋敷神の総合的把握により進展させられるべきものである」と強調している。⁽²⁴⁾直江以外では、屋敷との関連で屋敷神を検討した数少ない研究である。

また、佐渡の屋敷神であるジガミ（地神）については谷口貢が「佐渡の地神信仰」で報告している。⁽²⁵⁾谷口は、地神にはさまざまな形態がみられることから、ある時期に一斉に祀られたものではないと指摘し、地域の歴史展開を理解した上でその信仰をみてゆくことが重要だとした。また地神といっても様々な祭神がみられることから宗教者の関与を指摘し、地神を通して「外来要素と土着の要素の結びつき」をみてゆくことも重要だと指摘している。

2 屋敷神とは何か

屋敷神という用語は、屋敷地に祀られる神という意味をもって創造されたものである。しかしこれまでみてきたように、研究者によってその規定はそれぞれ異なっている。ただ、研究初期の鈴木榮太郎や柳田の「屋敷氏神」にしても祭場を屋敷に限定してはいなかった。それを継承した直江廣治はそれを広義・狭義として規定したのであった。

昭和五十八年に斎藤弘美は、家周辺の神々の分類を試みていた。⁽²⁶⁾斎藤はまず、家の神について「屋内神」と「屋外神」に分ける。さらに屋外神は「単独祭祀」と「共同祭祀」に分類でき、その単独祭祀が「屋敷神」であり、共同祭祀は、同族関係を意識した「同族神」と近隣関係を意識した「近隣神」とに分けられる

という。つまり、屋敷神は「屋外神のうちの各戸単独祭祀のもの」である。こうした斎藤の分類は整然としてわかりやすく、地域社会内の神々を整理してゆく重要な試みであった。屋敷外と同様に祀られている「屋敷神」も多いことから、祭場を屋敷に限定することはできない。その点「屋外神」という用語は有効性があるだろう。

屋内に祀られる神を除く「家や同族で祀る神」を一括りに学術用語としてどう規定すべきなのか。もちろん同族神は別に学術用語として存在し、様々に検討されている。すると屋敷神は、斎藤の試みのように、家で祀られる屋外神ということになる。しかし、特定の家で祀る屋敷神の祭りに、同族が参加することも多く見られ、これまでみてきたように同族神の性格の屋敷神も屋敷神の祖型として注視されてきたのだ。そして、祭場に注目した「屋外神」も広い規定といえ、屋外には井戸神や便所神など屋外施設に付随する神も存在する。井戸の水神などは、直江廣治は「屋敷神の一つに数えるべきであるが」としながらも研究の対象とはしなかった。

若狭のニソの杜や信州の祝殿・祝神、関東や東北地方のウジガミなど「家および同族等で祭祀される屋外神」を対象とする用語はどうするべきか。先にあげた斎藤の分類によれば、屋敷神である場合もあれば同族神・近隣神である場合もあるといわなければならない。地域の鎮守・産土神以外の神であれば「小祠」といつていいであろう。いずれにせよ屋敷神を学術用語としてどうするのかといった問題は大変難しい問題である。

そこで次にいくつかの調査事例から屋敷神について考えてみたい。

奥秩父地方で屋敷神はウジガミというが、それにも一戸祭祀、マケとよばれる一族で祀る場合、さらに近

隣も加わる場合もある。また祀られる場所も裏山を少し登ったところが多いが、他にも屋敷内であったり様々である。⁽²⁷⁾

また、横浜市都筑区でも祀られる場所は様々で、平坦部では屋敷内の一隅、ヤト呼ばれる谷間の丘陵部地域では裏山の山すそに祀られていることが多い。たとえばヤトである大熊という地区のS家では、屋敷神を三つ祀っている。家のすぐ北西に稲荷、裏山を三〇メートルほど登ったところに金比羅を、そして屋敷からやや離れた東方に不動を祀っている。これらは先祖に行者だった人がいて、それらは皆その先祖が祀ったと伝えられている。金比羅や不動は石でできており、金比羅には安政二年（一八四八）の年号が、不動には嘉永元年（一八四八）の年号と「願主玄蕃」とあり、幕末に行者であった先祖玄蕃が祀ったということであろう。稲荷社の中には「文政五（一八二二）年」「玄蕃再建」と記された石と、文政六年の年号のある「神祇官公文所」からの稲荷勧請文書がある。おそらく稲荷はこの時以前からあり、玄蕃が再建し、「お墨付きを得た」ものであろう。玄蕃は稲荷を再建し、その後三〇年ほど経って不動尊を祀り、さらに七年後に金比羅様を祀ったということになる。

不動尊は神ではなく、また金比羅権現も神仏習合的な存在であるが、現在では稲荷と同様に供物を供えていることなど、意識としては稲荷と同じである。仏教的な存在を屋敷神として祀る例は、埼玉県や各地でもみられ、「屋敷仏」というよりは「屋敷神」としてよいのではないかと思う。祀られる場所も三祠ともばらばらであり、祀られた時には何か意図があつて、その性格も異なっていたであろうが、世代が変わることによって同質の「神」となっていた。すなわちS家の屋敷神として存在するのである。⁽²⁸⁾

そこで、こうした事例から屋敷神をみていくと次のようにいえる。すなわち、基本的に屋敷およびその付

属地にあり、その家で祀る神であり、祭祀集団については一戸からさらに広がりを見せている場合もある、とやや曖昧ではあるが、最低限の規定としていえるのではないかと考えられる。しかし、一般の研究者や多くの人々にとっては、屋敷神というと「屋敷」という語がまず先行してイメージしてしまう。形態的な「小祠」という用語を使用していく方がよいのか、さらに検討を要すところである。

3 屋敷神祭神の問題

千葉徳爾が論じたように、地域の立地条件によって小祠や屋敷神の信仰の形態が異なるといえる。その地域で、ある一定の信仰形態をここでは屋敷神の地域性とする。そしてその地域性の地域による差異を地域差としたい。ただその場合、地域性を明らかにするには他の地域との比較が必要となってくる。屋敷神の地域性とは、他地域とは異なった屋敷神の特質といった意味になるだろう。そして、その地域性の要素の一つとなるのが祭神である。

関東地方における屋敷神祭神の中で、最も多く祀られているのは稲荷である。一般に稲荷神社の祭神は宇迦之御魂神（うかのみたまのかみ）などとされることが多く、稲荷自身が祭神というのは少しおかしいかもしれない。しかし、屋敷神に何を祀っているかの質問に「稲荷」だと答える人が多く、祀られているカミが稲荷と認識しているということで、ここでは祭神ととらえておく。稲荷は、埼玉県南東部や神奈川県でも県内全域で広く祀られている。

しかし、稲荷はどの家でも必ず祀られているというわけではなく、たとえばさいたま市のある地区の場合、大正期以前より居住している旧家八〇戸のうち屋敷神を祀っているのは五三戸で六六パーセントであ

る。そして、そのうち稲荷を祀る家は三九戸で、七九パーセントである。地域社会の八〇戸からすると約半数の家で稲荷が祀られているといえる。稲荷が多いといっても、祀られている家が約半数ということはそれほど多いとは言いが切れない。ただ、祭神としては次に多いのが八幡の五神であるので、圧倒的に稲荷が多いことがわかる。稲荷以外の祭神は荒神・不動・庚申・八幡などバラエティに富み、稲荷以外は一神に集中して祀られていない。²⁹つまり、その地域で屋敷神に稲荷を祀っているといっても、その祀られ方には濃淡があるということである。

また、埼玉県三郷市の場合、中川沿いの旧村には屋敷神に稲荷が多く祀られているが、江戸川沿いの地区には水神が屋敷内に祀られ、屋敷神としている家が多かった。³⁰これには水害の被害を頻繁に受けていた地域の地域性が屋敷神に反映し表出している。このように同じ市域でも祭神は異なっている。

祭神の地域差を考える場合、その地域での割合以上がその祭神であるのかは、悉皆調査を実施しないとわからない。行政調査の屋敷神の報告でそこまでの調査を執行した報告は少なく、多くは数名のインフォーマントから全体の状況を導き出すというのが多いかと思われる。このように既存の調査報告は、資料として屋敷神の地域社会内の詳細な祭祀状況を把握するには、有効性に欠けるかもしれない。しかし、関東地方など広域の分布状況を把握し、地域差や地域性を導き出すにはある程度の有効性が認められるであろう。地域を限定して詳細に調査し検討していくのか、広域の分布を検討するのか、その研究視角によって調査方法も、参考とする資料も異なってくる。

4 屋敷神信仰の地域性と稲荷

埼玉県における祭神（呼称）による分布地図は、昭和五十四年刊行の『埼玉県民俗地図』⁽³¹⁾に収録されている。「屋敷神」の民俗地図がある。それを見ると、南東部地域では屋敷神を「稲荷」と呼ぶ地区が広く分布し、北西部地域では「氏神」が広く分布している。このようにはつきりと分布域が分かれているのはなぜであろうか。『埼玉県民俗地図』では凡例として氏神系と稲荷系とに分け、その分布が簡単に解説されている。それをさらに検討すると次のようになる。南東部の生業は稲作や畑作が中心であり、北西部は畑作と養蚕が盛んであった。南東部地域では稲荷は作神として受容され、屋敷神として広く祀られるようになった。北西部地域では稲荷は、主に養蚕神として信仰されたが、地域神として祀られるにとどまり、家レベルの屋敷神までは浸透していない。西部地域の秩父地方でも稲荷は地域神レベルで祀られることが多く、屋敷神の祭神としては八幡が比較的多く祀られている。

奥秩父の稲荷は、コーチと呼ばれる小地区で祀られるところが多く、盛大な春祭りが催されている。したがって、稲荷信仰は希薄であるということはない。近世期の稲荷勧請文書が残っているコーチもあり、稲荷の共同祭祀は近代になって始まったものではない。ただ、祭日は四月が多く、県東南部で祭日とされる初午はあまり意識されていない。初午という祭日が、本社である京都伏見稲荷大社の影響とするならば、県東南部の稲荷信仰に比べて本社の影響が少ないともいえる。

それでは、なぜ屋敷神に稲荷が入っていかなかったのか。たとえば、ある家ではウジガミを祀っていると聞いていたが、周辺の家では、その家では稲荷を祀っているといい、狐を飼っているともいわれる場合も

あった。つまり、つきもの信仰のある地域では、稲荷が狐憑きと関連づけて意識されることもある。稲荷は集団で祀ると福神として機能するが、家レベルとなると逆に災いをもたらすこともあるとされ忌避されるのである。屋敷神の地域性はこういった要因も影響してくると考えられる。

埼玉県の地形をみると、県南東部はそのほとんどが平野部であるのに対し、北部や西部地域は丘陵、盆地、山地が多い。県の南東部であるさいたま市における筆者の調査でも、氏神といった場合に屋敷神をさすといわれていた。つまり、屋敷神は氏神であるが、そこに稲荷が祀り込まれているため、稲荷様と呼ぶことが多いのである。そうなる埼玉県全域が氏神系地域ということになる。ただ、『埼玉県民俗地図』などでいう氏神系とは、屋敷神をウジガミと呼んでいて、稲荷や八幡などの祭神はあまり祀り込まれておらず氏神を祀ると意識している形であろう。

稲荷という祭神が、地域社会にどのように受容されていったか、忌避されたか、あるいは全く入ってこなかったか等が、屋敷神や小祠の祭神や呼称の地域差に影響を与えていると考えることができる。それには地形や生業・交通・宗教者の関与・憑きもの信仰の有無などの要因がそれぞれ関わり合って、小祠や屋敷神の地域差が生じてくると推察できる。

しかし、このことは主に祭神や呼称に関しての地域性や分布の検討にすぎない。屋敷神信仰を構成する要素としては、祭神や呼称のほかにも、祭日や供物・祀られる場所・祠の形態、祭祀集団などがある。祭神や呼称だけではその本質はわからない。

たとえば、県南東部で稲荷に供えられるものにスミツカリがある。スミツカリとは、スミツカレとかシミズガリともいわれ、オニオロシというおろし器で大根をおろし、炒った大豆を加え醤油で味付けしたものの

で、初午に作られて稲荷に供えられる。稲荷講には欠かせない供物であり、食べ物でもあった。その分布は県南東部を中心に、南東端は川口市や三郷市北部あたりまでで、三郷市半田でわずかながらその存在を確認した。西は川越地方にまで希薄化しつつ分布し、北は北本市や加須市にまでみられるが、それでもはつきりした分布はわかっていない。また、栃木県のシモツカレと同系統の食と考えられるが、稲荷社の供物としての関連性は今後の課題である。「屋敷神―稲荷―初午―スミツカリ」の分布地域がわかってくれば、単に稲荷系地域の中にまた一つの分布圏がみとめられることになる。こうしたスミツカリの有無も屋敷神の地域差を生じしめる要素で、その地域の信仰の地域性を生み出していると考えられる。こうした分布を検討するには県域を越えて探っていく必要がある。

今後はそういった様々な要素の分布を明らかにし、屋敷神の地域性を考えてみたい。そして、それがどのような要因によって屋敷神として表出してくるのか、今後の課題となろう。

屋敷内に祀られる神仏を中心にその周辺に祀られる神仏をも含めて、屋敷神という用語を使用してきたが、これまでみてきたように用語としては問題があることも事実である。ただコンセンサスを得られる適切な用語が今のところ他に無いといっていだろう。そのため、祭祀集団や祭神、そしてその地域性を考察していく過程で、柳田國男や直江廣治が規定していたように祭場や祭祀集団を広義に把握できるような記述が必要となってくるだろう。

(注)

(一) 鈴木榮太郎「屋敷神考」『民族学研究』一卷二号、一九三五年、二九四―三〇九頁。その後『鈴木榮太

郎著作集』第三卷、未来社、一九七一年に所収、七～二三頁。

(2) 前掲『鈴木榮太郎著作集』第三卷、八頁。

(3) 柳田國男編『山村生活の研究』一九三七年、三八二頁。

(4) 『民間伝承』一〇の一(氏神特輯号)、民間伝承の会、一九四四年。

(5) 堀一郎「長野県一農村の信仰実態」『民間信仰』岩波書店、一九五一年、九〇～一〇三頁。

(6) 和歌森太郎「祝殿としての稲荷」『民間伝承』一六一九、一九五二年、後に『神ごとの中の日本人』弘文堂、一九七二年、一〇九～一二四頁に所収。また、和歌森は鹿児島県下の同族神の調査も執行している。同「鹿児島県下の同族神」『旅と伝説』三元社、一六一八、一九四三年。『和歌森太郎著作集 第一卷』弘文堂、一九八〇年、二八六～三〇二頁に所収。

(7) 「新国学談三部作」は『定本 柳田國男集』第一一巻、一九六三年、筑摩書房に所収されている。

(8) 民俗学研究所編『民俗学手帖』古今書院、一九五四年。『民俗学手帖』第四版、一九八一年、二二五頁～二二二頁。

(9) 前掲『民俗学手帖』二二三頁。

(10) 直江廣治『屋敷神の研究——日本信仰伝承論——』四頁。

(11) 直江前掲書、二二九頁。

(12) 岩崎敏夫『本邦小祠の研究』岩崎博士学位論文出版後援会、一九六三年。後に名著出版より、一九七六年に再版。

(13) 佐々木勝『屋敷神の世界——民俗信仰と祖霊——』一九八三年、名著出版、一頁～一九頁。

(14) 福田アジオ他編『日本民俗大辞典 下』吉川弘文館、二〇〇〇年。

- (15) 前掲『日本民俗大辞典 下』七二二頁～七二三頁。
- (16) 千葉徳爾『地域と伝承』大明堂、一九七〇年、改訂版、一九七六年。
- (17) 千葉前掲書改訂版、七二頁～八九頁。
- (18) 安間清「ニソの杜」『民間伝承』一四―二、一九五〇年、二一～二三頁。同「福井県大飯郡大島村ニソの杜―調査報告―」『民俗学研究』3、日本民俗学会、一九五二年、一～二七頁。後に同著『柳田國男の手紙―ニソの杜民俗誌』大和書房、一九八〇年に所収。
- (19) 櫻井徳太郎「伊豆諸島の屋敷神―日本民族信仰の一つの特質―」『宗教と民俗学』岩崎美術社、一九六九年、二五八～二六二頁。
- (20) 西垣晴次「民間の小祠」櫻井徳太郎編『信仰伝承』（日本民俗学講座 3）朝倉書店、一九七六年、四一頁～六四頁。
- (21) 影山正美「甲州屋敷神考 ―山梨県北西部の祝神祭祀を手がかりとして―」『帝京大学山梨文化財研究所研究報告』第4集、帝京大学山梨文化財研究所編刊、一九九二年、二二九～二九四頁。
- (22) 『社会民俗研究』第二号（家と屋敷地）、社会民俗研究会、一九九一年、一〇七～一二〇頁。
- (23) 岩田重則「屋敷と屋敷神」前掲『社会民俗研究』第二号、一一九頁。
- (24) 岩田、前掲『社会民俗研究』第二号、一二〇頁。
- (25) 谷口貢「佐渡の地神信仰」『第21回全国天領ゼミナール記録集』全国天領ゼミナール事務局編、佐渡市教育委員会刊、二〇〇六年、九五～一〇八頁。
- (26) 斎藤弘美「屋敷神研究ノート」『社会伝承研究Ⅶ（人生儀礼と社会構造）』社会伝承研究会、一九八三年、六〇～六五頁。

- (27) 牧野眞一「奥秩父の屋敷神信仰」『ソキエタス』一三、駒澤大学大学院社会学研究会、一九八六年、一～一三頁。
- (28) 牧野「屋敷神」『都筑の民俗』港北ニュータウン郷土誌編纂委員会編刊、一九八九年、五八〇～五九三頁。
- (29) 牧野「民間信仰の地域差——関東の屋敷神について——」『日本民俗学』一四四号、日本民俗学会、一九八二年、六〇～六一頁。
- (30) 牧野「稲荷信仰の諸相——埼玉県三郷市の事例から——」『葦のみち』第六号（三郷市史研究）、三郷市、一九九四年、八三～八八頁。
- (31) 『埼玉県民俗地図——民俗文化財緊急分布調査報告書——』埼玉県教育委員会・埼玉県文化財保護協会、一九七九年、五～六頁、一〇五頁。